

2003年4月28日

No.22

又市征治 国政だより

又市征治事務所
発行責任者 谷岸 孝士
富山市下新町 4-27
TEL 076-441-0800
HP: www.s-mataichi.com

河川・ダム 無理な国事業が地方を圧迫 黒部川「排砂」は環境・漁業破壊



(4月21日決算委) 又市議員【写真】は国土交通省の2001年度決算審査にあたり、河川・ダム事業の財政問題と、そのムダと環境破壊の例として黒部川の「排砂」公害をとりあげた。

たまる一方の(国)河川事業費

国の治水特別会計は2兆1850億円(2003年度歳入)。又市議員はまず治水特別会計の「未執行」(=翌年度への繰越し)が毎年増えて3000億円にのぼることにつき、「会計検査院も指摘しているように、このような多額の未執行・繰越は正常ではない。景気対策という理由で大規模な土木事業を、年度途中の補正などで積み増してきたことに無理がある」と指摘した。河川局長は「災害が続いたので...」など、はぐらかす答弁。

工費の3割を自治体から吸い上げ

河川財政の第二の問題は、国が「直轄事業」と言いながらその3割を自治体から負担金として召し上げていること(2001年度3,782億円)。府県から見れば河川費の18%が国へ逆流している。又市議員は「直轄事業への地方負担金の制度は地方分権の観点から見直すべきで、分権推進会議も<地方側の財政負担の判断の余地があるよう関与する仕組みが必要>と勧告している」と指摘。自治財政局長は「(国土省に)自治体へ直轄事業の情報を開示するよう求めている」と答弁。

しわ寄せで遅れる地方単独事業

第三の問題は、これによる地方単独の河川事業の遅れ。現行「7ヵ年計画」では、治水は公共分(直轄+補助事業)の進捗率が118%なのに、地方単独分は65.4%。又市議員は「地方単独事業の中には、地域住民の生命・財産にかかわる河川事業もある。地方の事業を圧迫しないためにも、国は公共事業の乱発をやめ、繰越事業も整理すべき。」と強調した。

黒部川のダム排砂、県公害審の調停を国土省が拒否

ダムの土砂詰まりが各地で問題になっている。黒部川では宇奈月ダム(国)・出し平ダム(関西電力)が「排砂」をし、そのヘドロが遠く離れた海岸にまで及んで漁民に広域的な被害を与えている。昨年6月に地元漁業者が「富山県公害審査会」に提訴。委員長調停案は「国と関電が生物学的調査を行ない、立案、実施には漁業者が参加する」だったが、国・関電は拒否。12月に訴訟となった。

又市議員は「国は共同の調査に応じよ。ムダなダムは見直し、常時排砂へ」と主張。副国土交通大臣は「ムダなものもあるが必要なものもある」と意味不明。